

七戸町役場新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託
公募型プロポーザル実施に係る手続き開始の公告について

次に掲げる案件のプロポーザル（業務提案書）の提出に関して次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 1 日

七戸町長 田 嶋 邦 貴



1 趣旨

新庁舎建設事業における庁舎等の基本設計及び実施設計業務の事業者を選定するにあたり、本町の特性等を十分に理解し、設計者の柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を求めたく、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称 七戸町役場新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 「七戸町役場新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託特記仕様書」のとおりに従う。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 29 日まで
- (4) 提案上限額 187,399,300 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※令和 7 年度から 8 年度までの継続費

3 日程

- (1) 質問書受付期限 令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 5 時まで
- (2) 質問書回答期限 令和 7 年 9 月 19 日（金）
- (3) 参加表明書類提出期限 令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 5 時まで
- (4) 参加資格審査結果通知 令和 7 年 10 月 1 日（水）
- (5) 技術提案書類提出期限 令和 7 年 10 月 14 日（火）午後 5 時まで
- (6) 一次審査（書類審査） 令和 7 年 10 月 22 日（水）
- (7) 一次審査結果通知 令和 7 年 10 月 27 日（月）
- (8) 二次審査（プレゼンテーション） 令和 7 年 11 月 7 日（金）
- (9) 二次審査結果通知 令和 7 年 11 月 12 日（水）

4 参加資格要件等

次の要件など全てを満たす者であること。

(1) 基本的要件

- ①参加表明書類提出時に本町の令和 6・7 年度入札参加有資格者名簿、測量・コンサルタント等のうち建築関係建設コンサルタント業務の「建築一般」に登録されている者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。
- ④公告の日から契約締結までの間において、青森県又は本町の指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤七戸町暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 9 日、七戸町条例第 10 号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行ないないこと。
- ⑥本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- ⑦過去 2 年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況にないこと。
- ⑧法人税、消費税、地方消費税、法人市町村民税及び固定資産税について滞納（納期到来分含む）がないこと。
- ⑨建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所登録名簿に登録された者であること。
- ⑩本プロポーザルへの参加にあたっては、代表企業と構成企業による 2 者の設計共同企業体（以下「JV」という。）を結成して参加することができる。その場合は以下の要件を満たしていること。
 - (ア) 自主的に結成された JV であること。
 - (イ) 代表企業及び構成企業は、上記①～⑨に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - (ウ) 構成企業の出資比率は、30%以上であること。また代表企業の出資比率は 50%以上であること。

(2) 実績要件

実績要件については次のすべてを満たす者とする。なお、JV にあつては代表企業、構成企業共に満たす者とする。

- ①建築設計事務所として、同種（※1）又は類似（※2）施設の業務実績があること。
- ②管理技術者は、同種又は類似施設の業務実績があること。

※1 同種施設の業務実績

- ・用途要件：令和6年国土交通省告示第8号別添二に掲げられている建築物の種類のうち、第四号（業務施設）、第2類（庁舎）
- ・規模要件：延床面積 4,800 m²以上
- ・業務内容：国又は地方公共団体が発注した業務のうち、上記を満たす新築・改築の基本設計及び実施設計の実績 ※構造、設備のみの実績は不可
- ・対象期間：平成27年4月1日以降に契約され完了したもの

※2 類似施設の業務実績

- ・用途要件：指定なし
- ・規模要件：延床面積 5,000 m²以上
- ・業務内容：国又は地方公共団体が発注した業務のうち、上記を満たす新築・改築の基本設計及び実施設計の実績 ※構造、設備のみの実績は不可
- ・対象期間：平成27年4月1日以降に契約され完了したもの

(3) 技術者の資格要件

- ①管理技術者は、参加希望者（JVの場合は代表企業）に所属していること。
- ②管理技術者は、公告日現在、手持ち業務の件数が3件未満の者であること。なお配置予定として入札された未契約業務がある場合は手持ち業務の対象とすること。
- ③管理技術者は各担当主任技術者を兼任していないこと。
- ④建築（意匠）担当主任技術者は、参加希望者（JVの場合は代表企業又は構成企業）に所属していること。
- ⑤各担当主任技術者は他の分担業務分野の担当主任技術者を兼任していないこと。
- ⑥管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名であること。
- ⑦管理技術者及び建築（意匠）担当主任技術者は、参加希望者と6か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があること。
- ⑧管理技術者及び各担当主任技術者は、下記の資格、実務要件を満たしていること。

(ア) 管理技術者

- ・一級建築士の資格を有すること。
- ・管理技術者として（2）実績要件の実績を1件以上有すること。
- ・参加希望者（JVの場合は代表企業）に所属していること。
- ・建築設計に関して実務経験8年以上であること。

(イ) 建築（意匠）担当主任技術者

- ・一級建築士の資格を有すること。
- ・管理技術者又は担当技術者として（2）実績要件の実績を1件以上有すること。
- ・参加希望者（JVの場合は代表企業又は構成企業）に所属していること。

- ・ 建築設計に関して実務経験 5 年以上であること。

(ウ) 構造担当主任技術者

- ・ 構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。
- ・ 参加希望者（JV の場合は代表企業又は構成企業）又は協力事業者に所属していること。

(エ) 電気設備担当主任技術者

- ・ 設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
- ・ 参加希望者（JV の場合は代表企業又は構成企業）又は協力事業者に所属していること。

(オ) 機械設備担当主任技術者

- ・ 設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
- ・ 参加希望者（JV の場合は代表企業又は構成企業）又は協力事業者に所属していること。

(4) 業務の一部を再委託する場合の協力事業者に要求される資格等

- ① 公告の日から本業務委託契約締結までの間に、青森県又は本町の指名停止の措置を受けていないこと。
- ② 主たる分担業務分野である、建築（意匠）は協力事業者に再委託しないこと。
- ③ 他の参加希望者（JV の場合は代表企業又は構成企業）、協力事業者として本プロポーザルに参加していないこと。

(5) 参加の制限

本プロポーザルにおいて事業者を審査する「七戸町役場新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託及び七戸町役場新庁舎オフィス環境整備業務委託プロポーザル審査委員会」を設置するが、その審査委員が主宰、役員、顧問をしている営利組織と利害関係にある者は、上記参加資格要件等を満たしている者であっても、本プロポーザルに参加できない。

5 参加に係る留意事項

- (1) 定められている様式は、いずれも七戸町ホームページに掲載されているものをダウンロードし、作成すること。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 参加希望者 1 者につき 1 申請とする。
- (4) 本プロポーザルの応募及び参加に係る一切の経費については、参加希望者及び参加者の負担とし、本町はこれを負担しない。
- (5) 提出された書類の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された書類等は返却しない。なお、提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (7) 技術提案書類の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 技術提案書類の著作権は、技術提案書類を作成した参加者に帰属するものとする。

- ②プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、本町は提出された参加表明書類及び技術提案書類の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- また、契約の相手方となった参加者が作成した技術提案書類については、本町は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- ③参加者から提出された技術提案書類について七戸町情報公開条例（平成 17 年 3 月 31 日、七戸町条例第 7 号）の規定による開示請求があった場合は、原則として開示の対象となるが、参加者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示とする。なお、その場合は参加者に対し意見書を提出する機会を与えるものとする。
- また、本プロポーザルの優先交渉権者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。
- (8)技術提案書類に基づく設計業務が履行できなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金請求等の措置を行う場合がある。
- (9)配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、発注者の承認を得なければならない。
- (10)本業務委託の仕様については、特記仕様書に定めるほか、技術提案書類に記載された内容を尊重し、発注者、受注者の協議の上で定める。
- (11)本プロポーザルは契約の相手方の選定を目的とし、本町は選定された提案書類の内容に拘束されない。
- (12)以下の内容について、本町ホームページ等に公表する。
- ①最優秀提案者及び次点提案者の企業名及び点数
 - ②最優秀提案者の技術提案書（公表用に概要版の作成を認める）
 - ③本プロポーザルに対する審査委員会の講評
- (13)現地説明会は実施しない。なお、現在、建設予定地（町有地）は更地となっているが、無断で立ち入ることはできない。
- (14)参加表明書類提出以降に辞退する場合は、技術提案書類提出期限までに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (15)今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可効力等により、本プロポーザルの日程及び事業計画が変更又は中止される場合がある。この場合、参加者に対して本町は一切の責任を負わないものとする。

6 問合せ先等

郵便番号 039-2792

住 所 青森県上北郡七戸町字森ノ上 131-4

担当部署 七戸町財政課

電話番号 0176-68-2117（直通）

Eメール zaisei01@town.shichinohe.lg.jp

7 その他

本プロポーザルの詳細は、「七戸町役場新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル実施要領」によるものとする。